株 主 各 位

兵 庫 県 芦 屋 市 大 桝 町 1 - 2 5 ア ク セ シ オ 芦 屋 3 F 株式会社デコルテ・ホールディングス 代表取締役社長 小 林 健 一 郎

# 第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の議決権行使についてのご案内をご参照のうえ、2022年12月21日(水曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1.日 時** 2022年12月22日(木曜日)午前10時
- **2.** 場 所 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5

神戸ハーバーランドホテルクラウンパレス神戸5階 ザ・ボールルーム (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議決権の行使は書面又はインターネットで行い、株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

3.目的事項報告事項

1. 第6期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第6期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

≪会社提案(第1号議案及び第2号議案)≫

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

≪株主提案(第3号議案及び第4号議案)≫

第3号議案 取締役1名選任の件

第4号議案 自己株式の取得の件

株主提案に係る議案の要領につきましては、後記の株主総会参考書類に記載のとおりです。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://ir.decollte.co.jp)に掲載しています。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://ir.decollte.co.jp)に掲載させていただきます。



# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



# 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

日 時

2022年12月22日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



# 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、切手を貼 らずにご投函ください。

行使期限

2022年12月21日 (水曜日) 午後6時到着分まで



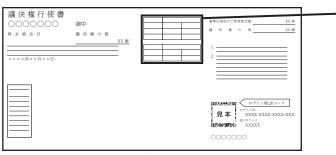
# インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年12月21日 (水曜日) 午後6時入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

# 【会社提案に賛同いただける場合】 会社提案議案 議案 原案に対する賛否 第1号 資 否 第2号 但し を除く 株主提案議案

議決権行使書の記入例

議案 原案に対する賛否 第3号 **⑤** 賛 第4号 **⑥ 首** 

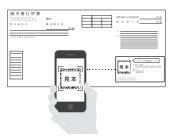
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力する ことなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

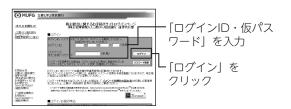
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# (提供書面)

# 事業報告

(2021年10月 1日から) (2022年 9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、当初は新型コロナウイルスの国内感染状況が改善に向かい、行動制限の緩和により企業・個人ともに消費動向に持ち直しの動きが見られました。しかし、その後の感染第6波・第7波における感染者の急増による消費活動の停滞、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響等による資源・原料価格の上昇等が国内経済に悪影響を及ぼすなど、先行き不透明な状況が続いています。

ブライダル業界においては、従来型の挙式・披露宴業態では一部で実施組数が回復しつつあるものの、コロナ禍における「結婚式」に対する価値観の変化の加速とも相まって、新型コロナウイルス感染拡大前の水準を下回って推移しています。オンライン挙式や少人数挙式へのシフトを図ることで顧客の要望に応える動きも出ていますが、参列者数の減少による単価の低下もあり、本格的な回復には至っていない状況が続いています。

一方で、コロナ禍において様々な新しい結婚のかたちが浸透していく中、フォトウエディングも新たな結婚式のスタイルの一つとして注目を集め、新規参入を試みる事業者も現れるなど、フォトウエディング市場は活況を呈してまいりました。

このような経営環境の下、主力業態であるフォトウエディングサービスにおいては、「撮る結婚式」に対する期待の高まりに応えるべく、非接触でコロナ禍においても安心して撮影申込が可能な「オンライン専門相談カウンター」の拡充、行動制限が緩和される中では旅行先でのフォトウエディングサービスを提供する「フォトジェニックジャーニー」の強化等、顧客のニーズと環境に合わせた施策を実行してまいりました。ニーズの高まりを受け、当連結会計年度においても新たに2店舗を出店しています。

また、アニバーサリーフォトサービスの「HAPISTA」においては、お宮参りや七五三等のイベントだけでなく、お子様を中心に家族でリピートしたくなるHAPPYな体験を得られるフォトサービスを提供してまいりました。当連結会計年度においては新たに2店舗を出店、今後はさらに出店数を増やし、事業拡大を目指してまいります。

当連結会計年度の経営成績は、新型コロナウイルス感染の第6波・第7波の影響を受けましたが、スタジオ事業、フィットネス事業ともに売上収益は前期を上回り、連結で過去最高の売

上収益となりました。費用面では、前期において抑制していた広告宣伝を今後の受注活動のため一部強化したこと、新規出店の加速と出店地域の広がりに対応するための人材の先行採用と育成の強化の取組を進めたこと等を主な要因として増加しました。一方で、2022年1月31日付で譲渡したデコルテ浅草ビルの譲渡益として、その他の収益437百万円を計上しました。これらの結果、売上収益は5,322百万円(前期比15.9%増)となり、前期に比べ730百万円増加しました。営業利益は1,377百万円(同58.0%増)となり、前期に比べ506百万円増加しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は1,018百万円(同77.1%増)となり、前期に比べ443百万円増加しました。

また、当社グループの経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための 客観的な指標としている調整後営業利益は、当連結会計年度において1,438百万円となり、既 存店の成長と前連結会計年度以降に出店した新店の貢献による売上収益の成長が、広告宣伝の 強化や新規出店の加速に伴う費用の増加を吸収し、前期比7.6%の増益となりました。

セグメントレベルの概況は以下のとおりです。

#### <スタジオ事業>

スタジオ事業においては、上記のとおり、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染の第6波・第7波により特に来店客数と撮影件数に影響を受けましたが、フォトウエディングサービスへのニーズの高まりに対応した多様なプランや新たなサービスの提供により撮影単価が上昇、また、コロナ禍に対応した施策の実施により、売上収益及び営業利益は前期を上回り過去最高となりました。

当連結会計年度のセグメント業績は、売上収益5,230百万円(前期比16.2%増)、セグメント利益1,367百万円(53.8%増)となりました。

## ・フォトウエディングサービス

挙式・披露宴の実施組数は一部で回復しつつあるものの、結婚式に対する価値観の変化が加速する傾向にあること等により、フォトウエディング等の新たな結婚式のかたちへの関心が高まる中で、顧客のフォトウエディングサービスに対するニーズが広がり、スタジオ+ロケーションなど複数の場所での撮影や、和装・洋装両方の衣裳での撮影など当社の提供するサービスの中でも高単価のサービスの需要が増加したこと、また、2022年5月より提供を開始した新たな画像レタッチサービス「ライブレタッチ」の利用者の急増等により、既存店の平均単価は10.9%上昇し、既存店売上高が前年同期比7.0%増加しました。加えて、前連結会計年度に開店した2店舗が期初から収益貢献すると同時に、当連結会計年度にスタジオTVBなんばパーク

ス店、スタジオ8名古屋駅前店を出店したこと等により、売上収益は前期に比べ685百万円増加し、5.057百万円となりました。

#### ・アニバーサリーフォトサービス

前期と比較して行動制限が緩和された中、新型コロナウイルス感染の第6波・第7波による影響は受けつつも、前連結会計年度に開店した1店舗が期初から収益貢献すると同時に、当連結会計年度に「HAPISTA江坂店」、「HAPISTA枚方T-SITE店」を出店したこと等により、売上収益は43百万円増加し、173百万円となりました。

#### <その他>

フィットネスジムにおいては依然として新型コロナウイルス感染症への警戒感が残る中でコロナ禍以前の水準までの回復には至りませんでしたが、売上収益及び営業利益は前期を上回り、黒字を回復しました。

当連結会計年度のセグメント業績は、売上収益91百万円(前期比1.5%増)、セグメント利益10百万円(前期は17百万円の損失)となりました。

#### サービス別売上収益

サービスの名称	当連結会計年度 (2022年9月期) 前連結会計年度比						
	金額	構 成 比	金額	増 減 率			
フォトウエディング	5,057百万円	95.0%	685百万円	115.7%			
アニバーサリーフォト	173	3.3	43	133.0			
スタジオ事業計	5,230	98.3	728	116.2			
フィットネス	91	1.7	1	101.5			
そ の 他 計	91	1.7	1	101.5			
合計	5,322	100.0	730	115.9			

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,567百万円であり、その主なものはスタジオ事業において当連結会計年度に開店した「スタジオTVBなんばパークス店」、「スタジオ8名古屋駅前店」、「HAPISTA江坂店」及び「HAPISTA枚方T-SITE店」に係る使用権資産や建物等の取得に係るものです。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ② 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	X			分	第 3 期 (2019年9月期)	第 4 期 (2020年9月期)	第 5 期 (2021年9月期)	第 6 期 (2022年9月期)
売	上	収	益	(千円)	4,704,301	3,670,431	4,592,196	5,322,418
営	業	利	益	(千円)	886,244	416,731	871,806	1,377,813
税	引前	当 期	利益	(千円)	750,448	317,952	735,393	1,264,975
親会	会社の所 期	有者に帰 利	帰属する 益	(千円)	468,001	172,296	574,977	1,018,557
基本	5的1株	当たり旨	当期利益	(円)	83.57	30.77	102.20	190.17
資	産	合	計	(千円)	10,616,343	10,838,015	11,152,970	12,588,280
資	本	合	計	(千円)	2,954,115	3,126,412	3,827,314	4,257,232
1 核帰	株当たり 属	J親会社 持	所有者 分	(円)	527.52	558.29	675.02	835.07

- (注) 1. 当社グループは2020年9月30日に終了する連結会計年度から国際会計基準 (IFRS) を初めて適用しており、IFRSへの移行日は2018年10月1日です。
  - 2. 当社は2021年4月15日付の取締役会決議により、2021年5月6日付で普通株式1株につき普通株式2株の株式分割を行っていますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しています。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の議決権比率	主	要	な	事	業	内	容
	会社デコ	ルテ	1	100E	5万円	100.0%	スタジス	<b>す事業</b>					

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社デコルテ
特定完全子会社の住所	兵庫県芦屋市大桝町1-25
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	5,927,164千円
当社の総資産額	6,712,805千円

#### (4) 対処すべき課題

スタジオ事業では「フレームを超える感動を」を行動指針として、「新しい感動体験をつくり、文化として浸透させる」を使命とし、以下の経営戦略を実行しています。

## ①フォトグラファー、メイクアップアーティストの人材確保及び育成

当社グループはフォトグラファー及びメイクアップアーティストについて、外注依存することなく自社で正社員として雇用しています。専門学校の卒業生や未経験者を積極的に正社員として採用し、当社グループの研修を行う専門部署が技術研修・指導を継続的に行うことにより、写真撮影に関わる職種ごとの専門技術・ノウハウを習得したプロフェッショナル人材として育成しています。

研修は当社で設定した技術等級に応じて実施され、等級別に以下の目標を設定しています。

第1等級(入社時) :一般的・標準的な要求に対し、上位者の指示やマニュアル、研修

で教わった内容のもとに対応できる、もしくは習得中の段階であ

り必要とされる基本的なスキルを知るレベル

第2等級(在籍数年後):行動を振り返り習熟することで、一般的・標準的な要求に、独力

で対応できるレベル

第3等級(在籍5年超):難しさ・複雑さのある要求に、独力で対応できるような、プロと

して完成するレベル

整備された教育システムにより、フォトグラファー及びメイクアップアーティストの技術力を 高めつつ高水準で均質化し個人差を極小化することで、当社グループが提供するフォトウエディ ングサービスは安定した品質でのサービス提供が担保されていると当社では考えています。

また、撮影・メイクの専門技術を保有する人員を正社員として確保(2022年9月30日時点において、フォトグラファー:135名、メイクアップアーティスト:148名)していることで、フォトウエディングサービスの平均単価が上昇する春秋の繁忙期の需要を確実に取り込むことを可能としています。また、少人数で日程調整が容易かつ短時間で撮影可能なフォトウエディングの特性を活かし平日に顧客を取り込むことで人員と設備の稼働を平準化し、稼働が土日に集中する結婚式や披露宴と比較してより多くの撮影を可能としています。

#### ②Web集客力の強化

当社ではWebサイト制作について制作チームを内製化しており、適時適切なWebサイトの更新、SEO対策(\*1)、Web集客状況のモニタリング等を行っています。

当社グループの接客件数のうち90%以上は自社Webサイトでの予約によるものであり、その入口となるWeb検索においては、SEO対策(\*1)と、競合他社に先行してWebサイトからの集客に注力してきたことによる過去の検索数の蓄積等により、「フォトウエディング」「前撮り」等のキーワード検索で各地域において上位を占める結果を導いています。SNSを通じた情報発信にも積極的に取り組み、当社グループの提供するサービスの認知度を向上させる活動を進めています。スタジオ事業においては、各店舗の公式アカウントに加えて、技術水準等の社内認定基準を満たしたフォトグラファーやメイクアップアーティストについては個人アカウントを開設し、フォロワー数を増やし情報発信力を強化することによる認知度の向上に取り組んでいます。さらに、SNSにおいては当社グループのサービスに満足いただけた顧客自身により情報発信されることで、当社グループ・顧客の双方向からの情報発信が当社グループのサービスの認知度を高める仕組み作りを推進しています。

(\*1) 「Search Engine Optimization」の略であり、インターネット検索結果でWebサイトを上位表示させたり、より多く露出するための一連の取組のことを「SEO」といいます。

#### ③衣裳

和装の品揃えの充実と、洋装ドレスはデザインを内製化して海外の仕入先に直接発注することで最新のデザインのトレンドを取り入れた衣裳をいち早く提供することを可能とし、品質とコストを自社でコントロールしつつ、顧客に「多くの衣裳の中からお気に入りを選ぶ楽しさ」を提供し満足度を高める取組を進めています。

# ④地域に根差した店舗展開

当社グループは首都圏で「スタジオAQUA」、関西圏で「スタジオTVB」、名古屋で「スタジオ 8」、福岡で「スタジオAN」、沖縄で「スタジオSUNS」、北海道で「スタジオSOLA」を展開しており、それぞれの地域に応じたブランディング・店舗づくりを行っています。大都市圏の店舗はターミナル駅近辺を中心に出店することにより、地域のお客様にとって利便性の高い店舗展開を行っています。

今後は、大都市圏においては大規模なターミナル店舗とその周辺に展開する中小規模のサテライト店舗を組み合わせ、商圏内のシェアを引き上げる戦略を推進します。また、オンライン接客等のセンターオペレーション化や衣裳管理のリモート化等を進めることで、店舗の業務とスペースの効率化及び既存店稼働率の向上を推進します。これらの施策と併せて、郊外や地方都市における中規模商圏に対応した省スペース・少人数で運営可能な地方都市型店舗の展開、リゾート地におけるフォトウエディングサービスを提供するリゾート型店舗の展開を推進してまいります。

#### ⑤衛牛管理

当社グループでは新型コロナウイルス感染症対策を含めた適切な衛生管理体制を構築するため、各店舗への必要な衛生設備の配置及び衛生管理の指導を徹底し、お客様が安心してサービスの提供を受けることができる環境を整備しています。

#### ⑥衣裳の品質管理

当社グループではグループ全体の衣裳を管理する部門を設置し、定期的な衣裳の購入と廃棄、店頭在庫の入替等を行い衣裳デザインの陳腐化や使用過多・経年による劣化品の使用を防止することで品質を確保しています。衣裳の買付けにあたっては仕入先と直接交渉し、デザイン・品質を確認した上で大量購入することで低価格を実現しています。

#### ⑦新型コロナウイルス感染症拡大への対応

当社では新型コロナウイルス感染症への対応として、非接触でコロナ禍においても安心して撮影申込が可能な「オンライン専門相談カウンター」によるオンライン接客の拡充、長距離の移動が制約を受ける中で都市近郊の旅行先でのフォトウエディングを提供する「フォトジェニックジャーニー」の実施等、顧客のニーズをとらえ環境に合わせた施策を実行してまいります。

#### ⑧フォトウエディング事業領域の拡大及びライフイベント領域への展開加速

近郊の旅行先でフォトウエディングを行う「フォトジェニックジャーニー」、新郎新婦だけでなく家族と一緒に撮影する「家族フォトウエディング」、フォトウエディングにオンライン結婚式を組み合わせた「フォトパブリックウエディング」、本格的なチャペルでフォトウエディングを行う「チャペルフォトプラン」等の取組や、新型コロナウイルス感染症の収束後にはインバウンド需要の取込みを推進し、フォトウエディング事業領域の拡大を加速してまいります。

また、スマートフォンやコンパクトデジタルカメラによる手軽な個人撮影とは異なる写真に対する消費者のニーズに対し、当社グループの持つフォトグラフィック技術を活用し、ライフイベント領域への展開に取り組んでまいります。家族や子供の記念日(アニバーサリー)をテーマとしたフォトスタジオである「HAPISTA」の店舗展開を加速すると共に、成人式フォトサービス「NALU」、貸切スタジオでの撮影や散歩等の日常を切り取るようなペット写真サービス、誕生日等の人生の記念写真やその他のライフステージにおいて顧客に寄り添ったサービスの展開を推進してまいります。

#### (5) 主要な事業内容(2022年9月30日現在)

当社は持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成され、フォトウエディング等のサービスを提供するスタジオ事業の他、パーソナルトレーニングを中心とするフィットネスジムの運営を行っています。当社グループは「Happiness」「Beauty」「Wellness」をテーマとして、既成のサービスには無いもの、「こんなサービスがあったらいいな」という考えを形にして店舗展開していくことを意識し、お客様の幸福に寄り添いながら事業を展開しています。

当社がスタジオ事業の中核として提供しているフォトウエディングとは、結婚式や披露宴とは別の日に結婚写真を撮影する、或いは結婚式や披露宴を行わずに結婚写真を撮影するサービスを指し、前者は結婚写真の「前撮り」「別撮り」とも呼ばれています。

当社グループの提供するフォトウエディングサービスは、屋内に設営した専用スタジオにて撮影を行う「スタジオ撮影」と屋外で撮影を行う「ロケーション撮影」を提供しています。主に利便性の高いターミナル駅から徒歩10分程度の立地に130~150坪前後の面積を基準とするフォトウエディング専用のフォトスタジオを出店し、店舗内には接客・衣装選び・メイク・着付け・撮影の各工程に必要な設備を全て備え、同一店舗内でサービスを完結することを可能としています。特にスタジオ撮影の充実に注力し、店舗毎に独自のテーマを持ったハウススタジオに加えて、半数以上の店舗に設置した屋内和庭園には本物の日本家屋と同じ素材を使用して和室と庭園を再現、ビル内のスタジオにいながら和の雰囲気を創り出す取組が多くの顧客の支持を得ていると当社は考えています。ロケーション撮影では、四季の美しい風景や自然、公園・寺社等の撮影スポットでの撮影を行っています。撮影にあたっては当社グループが保有する和装(白無垢、色打掛等)・洋装(ウエディングドレス等)のラインナップからお客様に衣裳を選択いただき、当社グループで教育研修を施した正社員のメイクアップアーティスト、フォトグラファーがメイク・撮影を行うことで、成果物としての写真を提供するだけでなく、撮影体験そのものも含めて顧客の思い出に残るサービスを提供しています。

アニバーサリーフォトサービスは屋内に設営した専用スタジオ(HAPISTA)において、子供写真や家族写真の撮影を提供しています。「HAPISTA」では、オリジナルの衣裳作成や、ロケーション撮影を行います。また、「HAPISTA」では、あらかじめ定められた立ち位置、ポージングで撮影するだけでなく、お客様に自由に動いていただき、ありのままの表情を撮影しています。

# **(6) 主要な営業所及び店舗**(2022年9月30日現在)

会 社	名 称	所 在 地
	本 社	兵庫県芦屋市
 	東京オフィス	東京都港区
<b> </b>	40minutes芦屋	兵庫県芦屋市
	40minutes六甲道	神戸市灘区
	スタジオAQUA新宿店	東京都新宿区
	スタジオAQUA表参道渋谷店	東京都渋谷区
	スタジオAQUA浅草店	東京都台東区
	スタジオAQUA横浜みなとみらい店	横浜市西区
	スタジオAQUA立川店	東京都立川市
	スタジオAQUA富士店	静岡県富士市
	スタジオAQUA大宮店	さいたま市大宮区
	スタジオAQUA軽井沢店	長野県北佐久郡御代田町
株式会社デコルテ	スタジオTVB梅田店	大阪市北区
	スタジオTVBなんばパークス店	大阪市浪速区
	スタジオTVB京都店	京都市下京区
	スタジオTVB神戸ハーバーランド店	神戸市中央区
	スタジオTVB奈良店	奈良県奈良市
	スタジオ8栄店	名古屋市中区
	スタジオ8名古屋駅前店	名古屋市中村区
	スタジオAN福岡店	福岡市中央区
	スタジオSUNS沖縄店	沖縄県北谷町

会 社	名 称	所 在 地
	スタジオSUNS HOUSE	沖縄県本部町
	チャペルSUNS沖縄	沖縄県北谷町
	スタジオSOLA	北海道美瑛町
株式会社デコルテ	HAPISTA堀江店	大阪市西区
体以云仕ノコルノ	HAPISTA堀江公園店	大阪市西区
	HAPISTA江坂店	大阪府吹田市
	HAPISTA枚方T-SITE店	大阪府枚方市
	HAPISTA TOKYO	東京都台東区

## (7) 使用人の状況(2022年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事		業	X		分	使	用 丿	数	前連結会計年度	末比増減
ス	9	ジ	才	事	業		334	(71) 名	12名増	(4名増)
フ	1	ツ	<b> </b>	ネ	ス		8	(11)	1名減	(1名増)
全	社	(	共	通	)		23	(3)	3名減	(1名増)
合					計		365	(85)	8名増	(6名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループ への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しています。
  - 2. 全社(共通)として記載されている使用人は、本社管理部門等に属しているものです。

# ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
	31	(14)	名	4名減(2名増)			35.4	.歳				4	4.0£	F

(注)使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は())内に年間の平均人員を外数で記載しています。

# (8) 主要な借入先の状況(2022年9月30日現在)

借	入	先		借	入	額
株式会	社 三 井 住	友 銀	行			1,575,500千円
株 式 会	社 り そ	な銀	行			838,552
株式会社	商工組合	中央金	庫			300,000
株 式 会	会 社 千	葉 銀	行			262,200
株式会社	日本政策	金融公	庫			100,000
株式会	会 社 伊	予 銀	行			87,400
株 式 会	<b>社</b> 南	都 銀	行			87,400
株 式 会	社 み な	と銀	行			87,400
兵庫県信	用農業協同組	祖合連合	会			87,400

# (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2. 会社の現況

**(1) 株式の状況** (2022年9月30日現在)

① 発行可能株式総数

20,000,000株

② 発行済株式の総数

5,670,000株

③ 株主数

3.535名

④ 大株主

株	主			名	持	株	数	持	株	比	率
株式	会 社 ミ	7	シ	1		1,5	532千株				30.1%
株式	会 社	I	В	J		3	333				6.5
小木	· 林 健	_		郎		,	280				5.5
鈴	木			尚		,	248				4.9
BNY GC JPRD	M CLIENT A C I S G		C O L E - A	JNT C)		,	214				4.2
投 資 事 キャス・	業 有 限キャピタル	責 년 ファン					153				3.0
	]本カストディ						129				2.5
株式会	会 社 S I	3 I	証	券			108				2.1
野村信託	銀行株式会	社 ( 打	没信!	□)			89				1.8
JPE	ル ガ ン 証	券 株	式 ź	会 社			75				1.5

- (注1) 当社は、自己株式を571,939株保有していますが、上記大株主からは除外しています。
- (注2) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
  - ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 該当事項はありません。

#### (2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	TE V D ().					第 1 回 新 株	予約権
発	行	ž				2020年12月1	8 🖯
新	株	予 約	的 権	の	数		100個
新株	k 予 約 権 <i>0</i>	り目的と	なる株	式の種類	と数	普通株式 (新株予約権1個につき	20,000株 200株)
新	株 予	約 権	の払	、込金	<b>新</b>	新株予約権1個当たり	)2,500円
新株	予約権の行	<b></b> 使に際し	て出資さ	れる財産の	の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり	270,000円 1,350円)
権	利	行	使	期	間	2025年 1月 1日 2030年12月24日	
行	使	0	か	条	件	(注) 2	
	員の保有	5 4 °Q	取(社外	締 取締役を除	役 涂<)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	100個 20,000株 1名
1又 🗏	<b>₹ V/ i木 1</b> :	1人 /爪	監	査	役	_	

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与していません。
  - 2. 第1回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
    - ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2022年9月期から2024年9月期までのいずれかの期において当社のEBITDAが、1,300百万円を超過した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。

なお、上記のEBITDAの判定においては、当社の日本基準で作成された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)に記載された営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書)に記載された減価償却費及びのれん償却費を加算し、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されるこ

ととなった場合には、これによる影響を排除した額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過 することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権者は、当社の株式が国内等(海外含む)のいずれかの金融商品取引所に上場された場合 には、新株予約権を行使することができる。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

#### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2022年9月30日現在)

会	社における	る地位	Æ	-		名	担当及び重要な兼職の状況
代表	₹取締後	段 社 長	小林健一郎			郎	株式会社デコルテ取締役会長 指名・報酬委員会委員
<u> </u>			<u> </u>				
取約	筛 役 副	社 	Ш	形		樹	あおぞら証券株式会社 社外監査役
Πn	<b>√</b> ±	<i>%</i> ∩.	±⊏	++	臣又	_	管理部ゼネラル・マネージャー
取	締	役	新	井	賢	_	株式会社デコルテ監査役
取	締	役	水	間	寿	也	株式会社デコルテ代表取締役社長
Ho	<b>∜</b> ±	<i>⁄</i> ∕\0.			艮玲		國學院大學法学部教授
取	締	役			の氏:		指名・報酬委員会委員長
							株式会社Gaudiy シニアディレクター
							A.T.カーニー株式会社 アソシエイテッド スペシャリ
取	締	役	松	岡	洋	亚	スト ディレクター
							デジタル庁 マーケティングプランナー
							指名・報酬委員会委員
常	勤監	査 役	皆	木	和	義	NPO法人確定拠出型年金教育・普及協会理事長
監	查	役	太	$\Box$	大	Ξ	丸の内総合法律事務所パートナー
監	查	役	小	林	克	彦	_

- (注) 1. 取締役中曽根玲子氏及び松岡洋平氏は社外取締役です。
  - 2. 監査役皆木和義氏、太田大三氏及び小林克彦氏は社外監査役です。
  - 3. 監査役皆木和義氏、太田大三氏及び小林克彦氏は以下の通り、コーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しています。
    - ・常勤監査役皆木和義氏は、複数の事業会社の経営者・幹部としての豊富な経験を有しています。
    - ・監査役太田大三氏は、弁護士資格を有しています。
    - ・監査役小林克彦氏は、複数の事業会社の経営者・幹部としての豊富な経験を有しています。
  - 4. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

- ③ 補償契約の内容の概要等該当事項はありません。
- ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者のマネジメント賠償責任及び雇用慣行賠償責任に関わる損害が掉補されることとなります。

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について任意の指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に 機能することを目的とした報酬体系とする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して公正性及び合理性の高い報酬体系とする。
- ・取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬(いずれも金銭報酬)で構成する。
- ・固定報酬は、役位、職責を踏まえたうえで、入手可能な客観的なデータを総合的に勘 案し、適正な水準を設定する。
- ・業績連動報酬は、指標として営業利益及び当期利益の対予算達成率を採用し、当該指標に連動させて決定する。

当社は、役員の報酬額等の額又はその算定方法の決定方針に関して「指名・報酬委員会規程」及び「監査役会規程」を社内規程として制定しています。具体的には、取締役及び監査役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしています。社外取締役と監査役の報酬については、業務執行を行う者ではないことから業績連動報酬は支給いたしません。

なお、当事業年度の取締役の報酬は、固定報酬のみであり、その額は、株主総会による取締役の報酬限度額の範囲内で、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務の内容を参考にし、代表取締役が作成した個別の報酬案について、過半数を社外取締役が占める任意の指名・報酬委員会に諮問し取締役会において決定しています。

#### 口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	$\rightarrow$	報酬等の総額	報酬等	対象となる			
	区 分		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数	
取締(うち社外)	役 取締役)	82,733千円 (6,300)	82,733千円 (6,300)	一千円	一千円	5名 (2)	
監査(うち社外別	役 監 査 役)	15,200 (15,200)	15,200 (15,200)	_	_	3 (3)	
合 (うち社外	計 役 員)	97,933 (21,500)	97,933 (21,500)	_	_	8 (5)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
  - 2. 取締役の金銭報酬の額は、2017年12月22日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内と決議しています(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。
  - 3. 監査役の金銭報酬の額は、2017年12月22日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
  - ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金 該当事項はありません。
  - 二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

- イ、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役中曽根玲子氏は、國學院大學の教授を兼務していますが、当該学校法人と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役松岡洋平氏は、株式会社Gaudiyのシニアディレクター、A.T.カーニー株式会社ア ソシエイテッド スペシャリスト ディレクター、デジタル庁のマーケティングプランナー を兼務していますが、当該会社及び公官庁等と当社との間に特別な関係はありません。
  - ・監査役皆木和義氏はNPO法人確定拠出型年金教育・普及協会の理事長を兼務していますが、当該NPO法人と当社の間には特別の利害関係はありません。
  - ・監査役太田大三氏は、丸の内総合法律事務所のパートナーを兼務していますが、当該事務 所と当社の間には特別の利害関係はありません。
  - ・監査役小林克彦氏に重要な兼職はありません。

#### 口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役中曽根玲子	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席しました。出席した取締役会において、大学教授としての豊富な経験と会社法関連諸法令の専門家としての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会9回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬などの決定過程における監督機能を主導しています。
取締役 松 岡 洋 平	2021年12月23日以降、当事業年度に開催された取締役会17回全てに 出席しました。出席した取締役会において、マーケティング及び企業経 営に関する豊富な知見に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うな ど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たして います。また、指名・報酬委員会の委員として、2021年12月23日以 降に開催された委員会5回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当 社の役員候補者の選定や役員報酬などの決定過程における監督機能を主 導しています。

監査報告

				出席状況及び発言状況並びに社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 皆	木	和	義	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会15回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業経営者としての見地から豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から当社のコンプライアンス体制等について適宜発言を行っています。
監査役 太	⊞	大	Ξ	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会15回の全てに出席しました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っています。
監査役 小	林	克	彦	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会15回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業経営者としての見地から豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から当社のコンプライアンス体制等について適宜発言を行っています。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

#### PwC京都監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

解任・不再任については、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、独立性の確保が担保されない、品質管理体制の重大な不備が認められる、監督官庁・公認会計士協会などから処分や指摘を受けている場合で改善の見込みがない、など会計監査人の職務の執行に重大な支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

- ④ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。
- ⑤ 補償契約の内容の概要等 該当事項はありません。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来配当を行っていませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しています。当社は現在成長過程にあり、内部留保を確保し、事業規模の拡大や収益力の強化のために優先的に投資することが、将来における企業価値の最大化と、継続的な利益還元に繋がると考えています。

今後の剰余金の配当につきましては、内部留保の確保とのバランスを考慮した上で実施していくことを基本方針としていますが、当面は内部留保を優先し、さらなる事業の強化を図っていく方針です。

配当実施の時期につきましては未定です。

また、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっています。なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。

# 連結財政状態計算書

(2022年9月30日現在)

(単位:千円)

科		金額	禾	斗			金額
資	産		負			債	
流 動 資	産	1,723,259	流	動	負	債	1,844,107
現金及び現金同	等物	1,350,976	借		入	金	258,624
営業債権及びその他	の債権	222,044	営	業債務及	ひでその他	の債務	284,537
棚卸資	産	82,030	IJ	_	ス質	負債	443,447
その他の流動	資 産	68,208	未	払 法	人 所	得 税	209,922
非 流 動 資	産	10,865,020	契	約	負	債	339,276
有 形 固 定 資	資 産	938,675	そ	の他	の 流 動	負債	308,299
使 用 権 資	産	3,735,754	非	流	動(負	債	6,486,939
のれ	h	5,635,785	借		入	金	3,126,473
無 形 資	産	18,715	IJ	_	ス 負	責 債	3,101,078
その他の金融	資 産	470,505	31		当	金	259,388
繰 延 税 金 強	資 産	60,655	負	債	合	計	8,331,047
その他の非流動	資 産	4,928	資			本	
			親会	社の所有	者に帰属す	する持分	4,257,232
			資		本	金	155,384
			資	本	剰 弁	金金	2,753,165
			利	益	剰 弁	金金	1,919,947
			そ(	の他の資	資本の構	成要素	28,888
			É	2	株	式	△600,152
			資	本	合	計	4,257,232
資 産 合	計	12,588,280	負債	責 及 で	が 資本	合 計	12,588,280

<sup>(</sup>注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

(2021年10月 1 日から) 2022年 9月30日まで)

(単位:千円)

	科						金	額
売		上		収		益		5,322,418
売		上		原		価		3,097,444
売	上		総		利	益		2,224,974
販	売 費	及	び -	- 般	管 理	費		1,280,249
そ	$\mathcal{O}$	他	}	$\mathcal{O}$	収	益		440,061
そ	$\mathcal{O}$	他	,	$\mathcal{O}$	費	用		6,972
営		業		利		益		1,377,813
金		融		収		益		5,467
金		融		費		用		118,306
税	31	前	当	期	利	益		1,264,975
法	人	所	得	税	費	用		246,418
当		期		利		益		1,018,557
当	期	利	益	の	帰	属		
親	会	社	$\mathcal{O}$	所	有	者		1,018,557
当		期		利		益		1,018,557

<sup>(</sup>注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

# 貸借 対照表

(2022年9月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	544,081	流 動 負 債	1,615,818
現 金 及 び 預 金	521,562	短期借入金	1,483,864
前 払 費 用	21,620	未 払 金	12,776
そ の 他	898	未 払 費 用	14,323
固 定 資 産	6,168,723	未払法人税等	28,967
有 形 固 定 資 産	81,619	預 り 金	50,767
建物	32,033	賞 与 引 当 金	1,582
工具、器具及び備品	5,863	そ の 他	23,537
衣     裳	43,723	固定負債	2,908,093
無形固定資産	8,063	長期借入金	2,869,988
ソフトウェア	7,978	資 産 除 去 債 務	38,105
そ の 他	85	負 債 合 計	4,523,912
投資その他の資産	6,079,040	( 純 資 産 の 部 )	
関係会社株式	5,927,164	株 主 資 本	2,187,593
差 入 保 証 金	136,706	資 本 金	155,384
繰 延 税 金 資 産	10,191	資本 剰余金	2,755,384
そ の 他	4,978	資 本 準 備 金	1,454,884
		その他資本剰余金	1,300,500
		利 益 剰 余 金	△123,022
		その他利益剰余金	△123,022
		繰越利益剰余金	△123,022
		自 己 株 式	△600,152
		新 株 予 約 権	1,300
		純 資 産 合 計	2,188,893
資 産 合 計	6,712,805	負債及び純資産合計	6,712,805

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

# 損益計算書

2021年10月 1 日から ) 2022年 9月30日まで )

(単位:千円)

	科				金	額
売		上	高			703,637
営	業	費	用			562,554
営	業	利	益			141,082
営	業	外地	ス 益			
受	取利息	見及び	配当	金	6	
そ		$\mathcal{O}$		他	582	589
営	業	外 費	見 用			
支	払	7	FIJ	息	40,555	
そ		$\mathcal{O}$		他	5,529	46,085
経	常	利	益			95,586
特	別	利	益			
固	定資	産	売 却	益	435,230	435,230
特	別	損	失			
固	定資	産	余 却	損	13	13
税引	引 前 当	期 純	利 益			530,803
法。	人 税 、 住	民 税 及	び事業	税	21,686	
法	人 税	等	周整	額	△18,406	3,280
当	期	純 禾	<b>益</b>			527,523

<sup>(</sup>注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

株式会社デコルテ・ホールディングス

取締役会 御中

# PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 高田佳 和業務執行社員 公認会計士 高田佳 和

指 $\varepsilon$ 社員 公認会計士 安本 哲宏  $\varepsilon$ 

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デコルテ・ホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社デコルテ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減

するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

株式会社デコルテ・ホールディングス

取締役会 御中

# PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 業務執行社員

公認会計士

高  $\mathbb{H}$ 佳

指定社員 業務執行社員

公認会計士

安 本

哲 宏

和

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デコルテ・ホールディングスの 2021年10月1日から2022年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損 益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)に ついて監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示している ものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査 の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入 手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び軍 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その 他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討 すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を 払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月18日

株式会社デコルテ・ホールディングス 監査役会

- 常勤社外監査役 皆木和義 ⑩
  - 社外監査役 太田大三 @
  - 社外監査役 小林克彦 @

以上

# 株主総会参考書類

# ≪会社提案(第1号議案及び第2号議案)≫

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

	(下級は変更固別)
現行定款	変更案
_(株主総会参考書類等のインターネット開示と	<削除>
みなし提供)_	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	
主総会参考書類、事業報告、計算書類	
及び連結計算書類に記載又は表示をす	
べき事項に係る情報を、法務省令に定	
めるところに従いインターネットを利	
用する方法で開示することにより、株	
主に対してその情報を提供したものと	
みなすことができる。	

現行定款	変更案
< 新 設 >	(電子提供措置等)
	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報に
	 ついて、電子提供措置をとる。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項の
	うち法務省令で定めるものの全部又は
	一部について、議決権の基準日までに
	書面交付請求をした株主に対して交付
	する書面に記載することを要しないも
	<u>のとする。</u>
< 新 設 >	
	1. 2022年9月1日(以下「施行日」とい
	う)から6ヶ月以内の日を株主総会の
	日とする株主総会については、定款第
	15条(株主総会参考書類等のインタ
	<u>ーネット開示とみなし提供)はなお効</u>
	<u>力を有する。</u>
	2. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過し
	た日又は前項の株主総会の日から3ヶ
	月を経過した日のいずれか遅い日後に
	これを削除する。

# 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員し、新任3名を含む取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番 号	氏 * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数	
1	こばやし けんいちろう 小 林 健 一 郎 (1973年1月12日)	1995年 4月 株式会社ビジョンメガネ入社 1997年 4月 株式会社ムラチク (現エスフーズ株式会社) 入社 2001年11月 株式会社デコルテ (旧株式会社デコルテ) 設立 代表取締役社長 2017年10月 当社代表取締役社長 (現任) 2018年10月 株式会社Decollte Photography (現株式会社デコルテ) 取締役会長 (現任) (現在の当社における地位及び担当) 代表取締役社長 / 指名・報酬委員会 委員 (重要な兼職の状況) 株式会社デコルテ 取締役会長	280,000株	
	【選任理由】			
		取締役候補者とした理由は、同氏は当社を創業来、継続して代表取締役として務め、		
		を発揮して当社グループを牽引してきた実績及び経営全般並びに業界に対する豊富		
	な経験と見識を有していることから、引き続き当社の企業価値向上への貢献が期待されるためです。			

候補者番 号	。	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	が 新 井 賢 二 (1968年4月1日)	1990年 4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2000年 4月 タリーズコーヒージャパン株式会社入社経営企画室長 2002年 4月 同社執行役員経営企画部長 2007年 3月 東京美装興業株式会社入社経営企画部副部長 2009年 4月 同社執行役員経営企画部長 2010年 6月 同社取締役経営企画室長 2011年 6月 同社常務取締役経営企画室長 2017年 5月 キャス・キャピタル株式会社入社 2017年10月 当社取締役管理部ゼネラル・マネージャー(現任) 2018年10月 株式会社Decollte Photography(現株式会社デコルテ)監査役(現任) (現在の当社における地位及び担当)取締役管理部ゼネラル・マネージャー(重要な兼職の状況)株式会社デコルテ 監査役	4,465株
	【選任理由】 新井賢二氏を取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関や事業会社における経験及び経営に関する 豊富な経験と見識を有していること、並びに管理部ゼネラル・マネージャーとして当社グループの管 理部門全体を統括し、またガバナンス体制の構築に貢献してきた実績から、引き続き当社の企業価値 向上への貢献が期待されるためです。		

候補者番号	氏 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数	
3	水 間 寿 也 (1973年7月18日)	1998年 7月 株式会社イマージュ入社 2001年 8月 有限会社スタジオイマージュ入社 2005年10月 株式会社デコルテ (旧株式会社デコルテ) 入社 2016年 4月 同社執行役員 2018年10月 当社取締役 (現任) 2019年10月 株式会社アコルテ) 代表取締役社長 (現任) (現在の当社における地位及び担当) 取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社デコルテ 代表取締役社長	2,775株	
	【選任理由】  水間寿也氏を取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社デコルテ代表取締役として当社グループの スタジオ事業を統括し、同社の事業規模の拡大に貢献してきた実績から、引き続き当社の企業価値向 上への貢献が期待されるためです。			

候補者 号	、	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	がわきり だいずけ ※岩 切 大 祐 (1985年7月2日)	2009年 4月 株式会社リクルート入社 2013年10月 リグナ株式会社入社 2014年 9月 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ入社 2018年10月 株式会社Decollte Photography (現株式会社デコルテ)入社 事業企画部ゼネラル・マネージャー 2019年10月 同社事業運営部ゼネラル・マネージャー 2020年12月 同社取締役スタジオ事業運営部ゼネラル・マネージャー (現任) 2020年12月 当社執行役員(現任) (現在の当社における地位及び担当) 執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社デコルテ 取締役スタジオ事業運営部ゼネラル・マネージャー	2,241株
	【選任理由】 岩切大祐氏を取締役候補者とした理由は、同氏は株式会社デコルテのフォトウエディング事業の事業 運営責任者として、店舗運営や事業企画において多大な貢献をしてきたこと、また同社取締役として スタジオ事業の運営全般を統括、当社グループの業績向上に貢献してきた実績から、当社の企業価値		

監査報告

候補者番号	、	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	たちばな のりゅき ※ 橘 典 佑 (1988年9月23日)	2012年 2月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2014年 9月 公認会計士登録 2020年 1月 当社入社 管理部財務課マネージャー(現任) 2022年 3月 当社執行役員(現任) (現在の当社における地位及び担当) 執行役員 管理部財務課マネージャー	1,095株
	【選任理由】 橘典佑氏を取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての幅広い知見を有していること、その知見を活かし、当社管理部財務課マネージャーとして、当社グループの財務業務を統括し企業規模の拡大と内部管理体制の強化に貢献してきた実績から、当社の企業価値向上への貢献が期待されるためです。		

候補者番 号	氏	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	な か そ ね お で子 (戸籍上の氏名: 市 川 玲 子) (1956年4月21日)	1985年 7月 山形大学人文学部法学科助手 1988年 4月 千葉経済大学経済学部専任講師 1992年 4月 千葉経済大学経済学部助教授 2000年 4月 千葉経済大学経済学部教授 2004年 4月 國學院大學専門職大学院法務研究科教授 2004年 4月 日本大学法学部非常勤講師(現任) 2006年 4月 行政書士試験委員(商法担当)(現任) 2011年 6月 千葉県個人情報保護審議会委員(現任) 2011年10月 内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員 2012年12月 千葉県選挙管理委員会委員(現任) 2018年 4月 國學院大學法学部教授(現任) 2020年12月 当社社外取締役(現任) (現在の当社における地位及び担当) 社外取締役 / 指名・報酬委員会 委員長 (重要な兼職の状況) 國學院大學法学部 教授	O株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 中曽根玲子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大学教授としての豊富な経験と会社法関連諸 法令の専門家としての幅広い知見を有しており、当社の社外取締役就任後、当該経験・知見を活かし て、経営全般並びに当社のガバナンス体制の強化に向けた監督・助言を数多くいただいていることか ら、引き続き当社の企業価値向上とガバナンスの強化への貢献が期待されるためです。また、同氏が 選任された場合は、指名・報酬委員会委員長として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に 対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	氏 * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
7	**^^ *********************************	2003年 4月       アーサー・D・リトル (ジャパン) 株式会社入社         2006年 5月       株式会社シンク入社         2007年 6月       ネットライフ企画株式会社 (現ライフネット生命保険株式会社) 入社         2011年10月       Williamson Dickie Japan limited入社 副社長         2014年 9月       スマートニュース株式会社入社 マーケティングディレクター         2017年 6月       RIZAPグループ株式会社入社 マーケティングディレクター         2018年 4月       株式会社湘南ベルマーレ取締役 RIZAPインベストメント株式会社取締役 LINE Pay株式会社入社 シニアディレクター (現任)         2020年 6月       上INE Pay株式会社入社 シニアディレクター (現任)         2021年 8月       デジタル庁 マーケティングプランナー (現任)         2021年 9月       A.T.カーニー株式会社入社 アソシエイテッドスペシャリスト 報酬委員会 委員 (重要な兼職の状況)         株式会社Gaudiy シニアディレクター デジタル庁 マーケティングプランナー A.T.カーニー株式会社 アソシエイテッドスペシャリスト ディレクター	O株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 松岡洋平氏を社外取締役候補者とした理由は、マーケティング及び企業経営に関する豊富な知見を有しており、当社の社外取締役就任後、当該知見を活かして経営全般、特にマーケティングの強化と事業推進に向けた助言を数多くいただいていることから、引き続き当社の企業価値向上とガバナンスの強化への貢献が期待されるためです。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者番号	、	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数	
8	※奥 山 翔 (1984年8月1日)	2007年 4月 ネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社 (現ユナイテッド株式会社) 入社 2012年10月 株式会社プラスアール (現株式会社かラダノート) 入社 執行役員 2016年 4月 株式会社ミクシィ (現株式会社MIXI) 入社 2019年 3月 株式会社チャリ・ロト取締役 (現任) 2020年 7月 株式会社ミクシィ (現株式会社MIXI) 投資事業推進本部投資事業部部長 2021年 9月 BSよしもと株式会社取締役 (現任) 2021年10月 株式会社ミクシィ (現株式会社MIXI) 投資事業推進本部本部長 (現任) 2021年12月 mixi America Inc. Chief Executive Officer/President (現任) 2022年 1月 株式会社コールドクター取締役 (現任) 2022年 4月 株式会社コールドクター取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社が以り執行役員 保護事業推進本部本部長 株式会社チャリ・ロト取締役 BSよしもと株式会社取締役 mixi America Inc. Chief Executive Officer/President 株式会社コールドクター取締役	O株	
	【選任理由】 奥山翔氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社MIXIの執行役員並びに数多くの同社グループ企業の社外取締役として経営に携わり、事業会社の管理・監督業務に関する豊富な知見・経験を有しております。これらの知見と社外取締役としての豊富な経験を活かして、当社のガバナンス体制に関する監督・助言を期待したためです。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者です。
  - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 中曽根玲子氏、松岡洋平氏及び奥山翔氏は、社外取締役候補者です。
  - 4. 中曽根玲子氏及び松岡洋平氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、 本総会終結の時をもって中曽根玲子氏が2年、松岡洋平氏が1年となります。
  - 5. 当社は、中曽根玲子氏及び松岡洋平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両 氏との当該契約を継続する予定です。また、業務を執行しない取締役として就任予定である奥山翔氏 が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定です。
  - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のマネジメント賠償責任及び雇用慣行賠償責任に関わる損害を当該保険契約によって填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
  - 7. 当社は、中曽根玲子氏及び松岡洋平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。

#### ≪株主提案(第3号議案及び第4号議案)≫

第3号議案及び第4号議案は、株主1名(議決権数524個)からのご提案によるものです。

取締役会としては、いずれの株主提案議案についても反対いたします。

各議案の内容につきましては、写真の掲載を省略したことを除き、提案株主から提出された株主提 案書を原文のまま掲載しております。

## 第3号議案 取締役1名選任の件

候補者:前田 朋己(まえだ ともき) (1980年4月30日生)

〈会社注記:提案株主同意の上、候補者写真の掲載を省略しています。〉

# 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年3月	立命館大学政策科学部卒業
2003年4月	フューチャーベンチャーキャピタル㈱入社
2006年11月	メディスンプラス㈱社外取締役
2008年9月	SBIインベストメント㈱入社
2011年4月	兵庫県議会議員3期(現任)
2018年10月	合同会社カタリスト代表社員(現任)

# 所有する当社株式数 52,400株

## 候補者とした理由

候補者はベンチャーキャピタリストとして多くのベンチャー投資や経営会議に参画、個人投資家として20年の経験を有し、複数の株主提案を行うなど投資家として豊富な知見を有しています。また、県議会議員として11年以上の行政監視・監督、ベンチャー企業の社外取締役の経験からガバナンスに対する多様な見識を有しています。

当社取締役は素晴らしい陣容です。

しかし、社外取締役の一部を株主提案で選任することは、モニタリング機能を強化し、社外取締役の 「形式から実質への深化」一般株主の代弁者として必要だと考えています。

また、小林取締役以外は自社株をほとんど保有しておらず、株主目線で経営がなされるか?というエージェンシー問題への懸念があります。

従って、指名・報酬委員会は取締役報酬を固定及び業績連動報酬だけでなく、株式報酬の割合を増加させ、企業価値と報酬の連動性を高め、株主と企業価値の共有を図るべきと考えます。

#### 〈当社取締役会の意見〉

当社取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

## 〈反対の理由〉

当社は、2022年12月開催の定時株主総会において、会社提案の取締役選任議案として取締役候補者8名の選任を上程する予定です。

この議案が承認可決された場合の株主総会後の取締役会の体制は、社内取締役5名、社外取締役3名となり、3分の1以上が社外取締役となる見込みです。取締役会における社外取締役の比率は現体制より高まることとなり、モニタリング機能が強化されることで客観性、公平性が担保され、より一層のコーポレートガバナンスの機能強化を図る体制が構築できると考えています。

また、当社が提案する各取締役候補者は、当社の経営における重要な各分野、およびそれぞれ多様な専門分野における高い知見と経験を有しています。社内取締役候補者5名はいずれも当社の株式を保有し、株主としての視点も有しながら企業価値の向上に取り組んでいます。

当社の取締役会は、当社が提案する取締役候補者から構成される取締役会が、当社の株主の皆様の利益に資する企業価値の向上と、客観性、公平性が確保されたコーポレートガバナンス体制の実現および監督機能や実務能力の発揮のために最適の体制であると考えています。

これらのことから、提案株主を取締役に選任する理由はないと判断しています。

なお、委員の過半数を独立社外取締役により構成している当社の任意の指名・報酬委員会においても、本株主提案に対して反対の意見が表明されています。

よって、当社取締役会は本議案に反対します。

## 第4号議案 自己株式の取得の件

## 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から300日以内に、当社普通株式を株式総数100,000株、取得価額100百万円(ただし、会社法により許容される取得価格の総額(会社法第461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

#### 提案の趣旨

上場間もない企業には配当・自社株買いではなく、本業投資による事業成長で長期的な株価上昇を求めています。

しかし、当社は昨年6月に公募価格1,720円で上場後、PERは約9倍、時価総額67億円と公募価格を下回り低迷しています。一方で、中計の2024年9月期の当期利益946百万円、継続事業営業利益成長率26.9%が実現すると、PER18倍、時価総額170億円、2年で2.5倍のリターンが期待できると考えています。

本提案は<u>近視眼的な株主還元ではなく、低い市場評価を活かし、低コストで一株利益を向上させるチャンスと捉えた、攻めの自社株買い</u>です。自己株式の一部は役職員向け株式報酬として活用し、事業成長・時価総額上昇の果実を分かち合って欲しいと考えます。

本業の安定したキャッシュフローを考慮すると、成長投資は資金調達コストの低い融資で賄い、財務レバレッジを高めてでも自社株買いをする価値は高いと考えます。

#### 〈当社取締役会の意見〉

当社取締役会としては、以下の理由により、「本議案に反対」いたします。

#### 〈反対の理由〉

当社は、有価証券報告書等にも記載していますとおり、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識していますが、当面は内部留保を確保しつつ、事業規模の拡大や収益力の強化のために優先的に投資することが、将来における企業価値の最大化と、持続的な利益還元につながると考えています。

2022年11月4日付で開示している2022年9月期決算及び中期経営計画説明資料に記載していますとおり、23年9月期はフォトウエディングサービスで3店舗、アニバーサリーフォトサービスで6店舗の新規出店を計画し、将来の成長に向けた投資を加速する年度と位置付けています。一方で、為替・金利等を含む経済情勢や、新型コロナウイルス感染症の動向は依然として不透明であり、不測の事態に備えるため一定の資金を保持しておくことが必要とも考えています。このような状況下において、新たな借入により自己株式の取得を実施することは、当社が進めてきた財務バランス改善の停滞や金利負担の増加を招き、将来的な成長の妨げになる可能性があると考えています。

また、提案株主の考える、自己株式を利用した株式報酬については当社においても議論を行っていますが、実施する場合は当社が2022年9月末時点で保有している571,939株の自己株式で十分に対応可能であると考えています。

なお、株価については、重要な経営指標の一つと考えています。2022年9月期のように事業計画外の余剰金が発生した場合、その使途については当社取締役会において足元の経営環境、財務状況、投資計画などを総合的に判断し、自己株式の取得を含めた利益還元策も選択肢の一つとして検討するよう考えています。

よって、当社取締役会は本議案に反対します。

以上

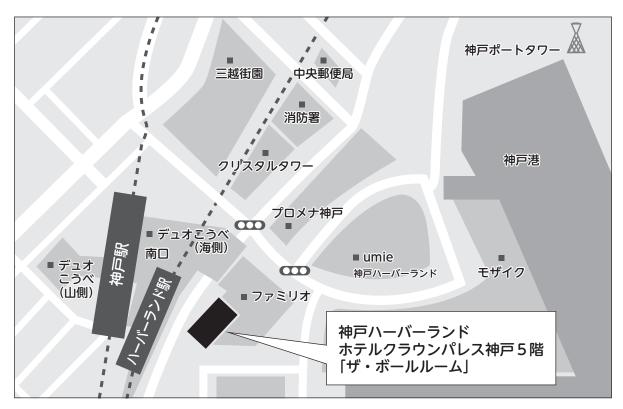
X	ŧ	

.....

X	ŧ	

.....

# 株主総会会場ご案内図



会場:兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5

神戸ハーバーランドホテルクラウンパレス神戸5階

ザ・ボールルーム

TEL 078-367-1356

# <電車>

JR「神戸」駅より徒歩2分 神戸市営地下鉄 海岸線「ハーバーランド」駅より徒歩2分

